

後発医薬品転換効果検証等業務に係る企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 後発医薬品転換効果検証等業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するに当たり、事業者からの提案について適切かつ公正な審査を行うため、企画提案審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 本業務に関する企画提案書の審査基準の決定
- (2) 本業務に関する企画提案書の審査
- (3) 本業務に関する企画提案のヒアリング（プレゼンテーション）（実施判断含む）
- (4) 本業務受託事業者の選定
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員5名をもって組織する。

2 審査会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

委員長 山梨県福祉保健部 中村直樹 次長

委員 学校法人健康科学大学 望月宗一郎 教授

〃 山梨県国民健康保険団体連合会 八巻淳司 事務局長

〃 山梨県市川三郷町民課 小林可苗 課長

〃 山梨県福祉保健部 杉本繁信 主幹

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の運営)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、山梨県福祉保健部国保援護課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年7月9日から施行し、契約締結の日に効力を失う。